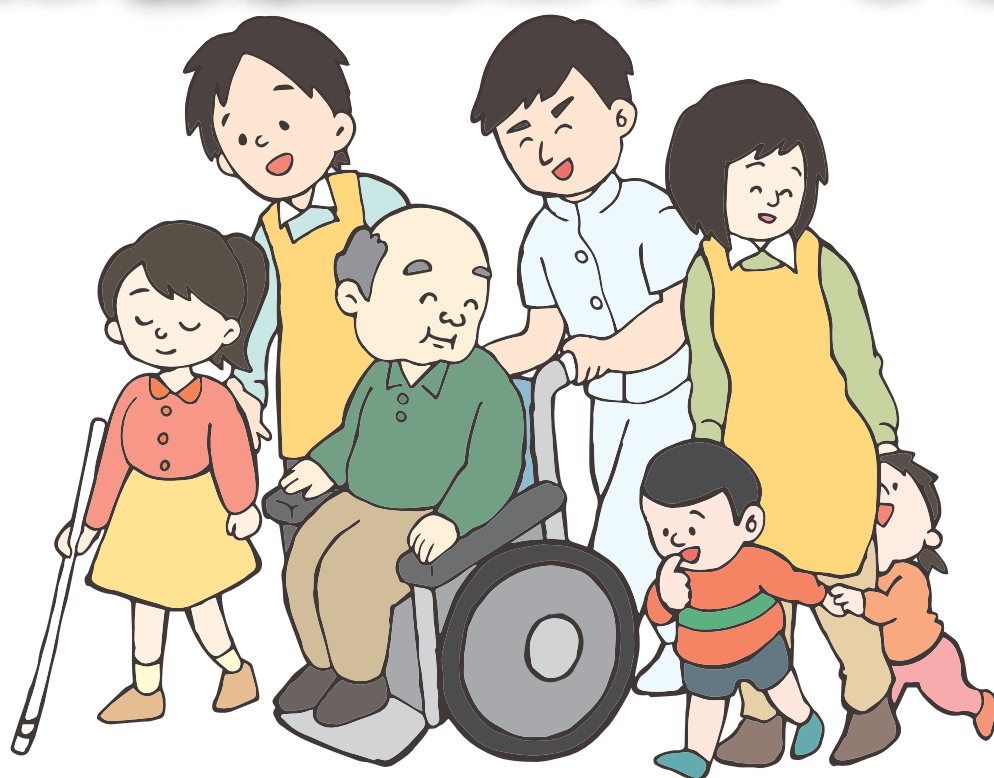


やわたはま

障がい福祉 お役立ちガイド



もくじ

- 障害福祉サービス利用手続きの流れ……………P2
- 全国共通のサービス(自立支援給付)……………P3~P8
- 八幡浜市のサービス(地域生活支援事業)……………P9~P12
- その他の制度や取り組み……………P13~P18



令和8年4月

八幡浜市

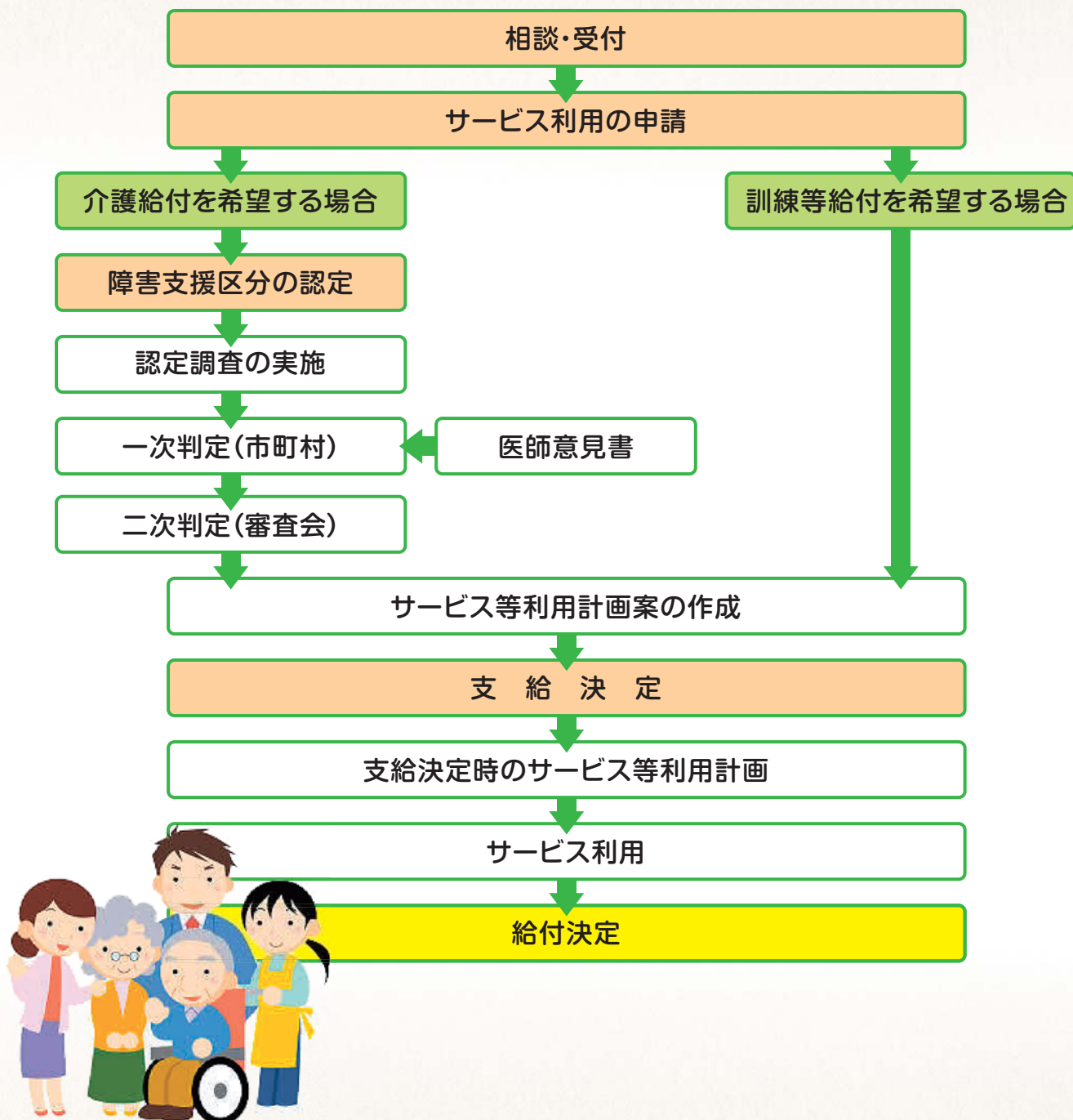


お困り事はありませんか？

相談がしたい	<ul style="list-style-type: none">● 計画相談、地域相談支援事業所(P7)● 基幹相談支援センター(P9)● 障害者相談支援事業(P9)
自宅での介護のことで悩んでいる	<ul style="list-style-type: none">● 居宅介護(P3)● 重度障害者等包括支援(P3)● 同行援護(P4)● 重度訪問介護(P3)● 行動援護(P4)● 訪問入浴事業(P9)
日中の活動の場に困っている	<ul style="list-style-type: none">● 生活介護(P4)● 日中一時支援事業(P10)● 自立訓練(P4)● 地域活動支援センター事業(P10)
働くためにはどうしたらよいか	<ul style="list-style-type: none">● 就労移行支援(P4)● 就労継続支援B型(P5)● 就労選択支援(P5)● 就職に関する相談(P13)● 就労継続支援A型(P5)● 就労定着支援(P5)● 小規模作業所(P10)
子どもの発育について不安がある	<ul style="list-style-type: none">● 児童発達支援(P7)● 保育所等訪問支援(P8)● 放課後等デイサービス(P7)
施設を利用したい	<ul style="list-style-type: none">● 短期入所(P6)● 施設入所支援(P6)● 共同生活援助(P6)
医療費の助成を受けたい	<ul style="list-style-type: none">● 療養介護(P6)● 自立支援医療(P8)● 重度心身障害者(児)医療費公費負担(P13)
日常生活で必要な用具がある	<ul style="list-style-type: none">● 補装具(P8)● 日常生活用具給付事業(P11)
財産管理や契約など一人では不安だ	<ul style="list-style-type: none">● 成年後見制度利用支援事業(P9)
もっといろいろな活動に参加したい	<ul style="list-style-type: none">● 移動支援事業(P11)● スポーツ・レクリエーション教室開催等事業(P12)● 意思疎通支援事業(P12)
割引制度や手当等について知りたい	<ul style="list-style-type: none">● 自動車運転免許取得・改造助成事業(P12)● 障害基礎年金(P14)● 障害児福祉手当(P14)● 心身障害者扶養共済制度(P15)● 税や各種料金の減免・割引等(P16以降)● 特別障害者手当(P14)● 特別児童扶養手当(P15)

障害福祉サービスの利用手続きの流れ

障がいのある人の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障がい者の心身の状況(障害支援区分)、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、その上で支給決定を行います。



障害支援区分とは?

障害支援区分とは、介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう導入された、障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1~6:区分6の方が必要度が高い)です。障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、80項目の聴き取り調査を行い、これに医師の意見書を併せて、市町村審査会で総合的な判定を踏まえ、市町村が認定します。

全国共通の障害福祉サービス(自立支援給付)

サービスを利用するには、障害支援区分の認定と利用計画の作成が必要です。

訪問系サービス

● 居宅介護(ホームヘルプ)

居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、生活に関する相談・助言、その他生活全般にわたる援助等を行います。

対象者 障害支援区分が1以上の障がい者。		
市内の提供事業所	所在地	電話番号
社協ヘルパーステーション八幡浜	八幡浜市保内町宮内1-124-1	0894-36-0262
セントケア八幡浜	八幡浜市江戸岡1-8-5	0894-29-1596
おるde新町ヘルパーステーション	八幡浜市天神通1-1420	0894-22-0244
ヘルパーステーションくじら	八幡浜市五反田1-1042	0894-22-2781
ニチイケアセンター八幡浜	八幡浜市産業通4-18	0894-29-1781

● 重度訪問介護

居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護等を行います。

対象者 重度の障がい(肢体不自由・知的障害・精神障害)で行動上著しい困難を有し、常時の介護を要する方(障害支援区分4以上)。		
市内の提供事業所	所在地	電話番号
社協ヘルパーステーション八幡浜	八幡浜市保内町宮内1-124-1	0894-36-0262
おるde新町ヘルパーステーション	八幡浜市天神通1-1420	0894-22-0244
ヘルパーステーションくじら	八幡浜市五反田1-1042	0894-22-2781
ニチイケアセンター八幡浜	八幡浜市産業通4-18	0894-29-1781

● 重度障害者等包括支援

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)などを組み合わせて、包括的にサービスを提供します。

対象者 常時介護を要する障がい者であって、介護の必要度合が著しく高い方(障害支援区分6)。		
市内の提供事業所	所在地	電話番号
なし ※市外の事業所については、市役所社会福祉課までお問い合わせください。		



● 行動援護

行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際の必要な援助を行います。

対象者	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するため常時介護を要する方 (障害支援区分3以上)。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
なし ※市外の事業所については、市役所社会福祉課までお問い合わせください。			

● 同行援護

外出時において、移動に必要な情報を提供し、移動の援護、排せつ及び食事の介護、その他外出に必要な支援を行います。

対象者	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
	社協ヘルパーステーション八幡浜	八幡浜市保内町宮内1-124-1	0894-36-0262

日中活動系サービス

● 生活介護

常時の介護を必要とする方に、昼間、障害者支援施設において入浴、排せつ及び食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

対象者	地域生活又は入所施設において常時の介護が必要な障がい者。 ※50歳未満は支援区分3(施設入所者は4)以上で、50歳以上は 支援区分2(施設入所者は3)以上。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
	八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム	八幡浜市松柏乙648-1	0894-29-1313

● 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や相談を行います。

対象者	地域生活を営む上で、一定期間の訓練が必要な障がい者。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
なし ※市外の事業所については、市役所社会福祉課までお問い合わせください。			

● 就労移行支援

一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習を実施し、適性にあった職場探しを支援します。

対象者	一般就労を希望し、実習等を通じて適性に合った職場への就労が見込まれる障がい者。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
なし ※市外の事業所については、市役所社会福祉課までお問い合わせください。			

● 就労継続支援A型

雇用契約に基づく就労の機会を提供することで、生産活動を通じて一般就労に向けた知識と能力の向上を支援します。

対象者	一般就労は困難だが、一定の知識と能力を有し、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
	就労継続支援A型 KOHOLA	八幡浜市五反田1-106	0894-23-1600

● 就労継続支援B型

雇用契約を結ばない形態の就労機会と生産活動の場を提供することで、一般就労に向けた知識と能力の向上を支援します。

対象者	一般就労は困難だが、就労機会の提供によって知識と能力の向上や維持が期待できる障がい者。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
	八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム	八幡浜市松柏乙648-1	0894-29-1313
	わくわくみらい館やわたはま	八幡浜市新港戎町435-18	0894-21-3333
	就労継続支援B型事業所 浜っ子作業所	八幡浜市大平1-759-2	0894-24-7659

● 就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるように、一定期間、事業所・家族との連絡調整や指導助言等の支援を行います。

対象者	一般就労移行による環境変化で生活面に課題が生じた障がい者。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
	なし ※市外の事業所については、市役所社会福祉課までお問い合わせください。		

● 就労選択支援

障がい者が自分に合った働き方(一般就労、就労継続支援A型、就労継続支援B型等)を選べるよう、短期間の作業体験やアセスメントを通じて、適性を見極めるサービスです。

対象者	就労継続支援、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に、就労移行支援又は就労継続支援を利用している者		
	市内の提供事業所：なし		
	市外の提供事業所	所在地	電話番号
	夢たまご就労選択支援事業所	大洲市平野町野田乙961-1	0893-24-3360

※令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用することになっています。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある方及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある方は、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用することになっています。



● 療養介護

病院等への入院による医学的管理のもと、入浴、排せつ及び食事の介護や日常生活上の支援を行います。

対象者	病院等への入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者（障害支援区分6）。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
なし ※市外の事業所については、市役所社会福祉課までお問い合わせください。			

● 短期入所（ショートステイ）

入所した施設等において入浴、排せつ及び食事の介護、その他必要な支援を行います。

対象者	介護を行う家族の疾病等により、施設等への短期的な入所が必要になった障がい者（障害支援区分1以上）。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
	ショートステイ コンフォート神山	八幡浜市五反田1-76-3	0894-24-0601

居住系サービス

● 自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問して、一人暮らしに必要な理解力・生活力を養う助言や関係機関との連絡調整を行います。

対象者	施設やグループホーム等の入所者で一人暮らしを希望する障がい者。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
なし ※市外の事業所については、市役所社会福祉課までお問い合わせください。			

● 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間や休日、共同生活を行う住居での食事の援助、掃除や洗濯など日常生活関連動作の支援、緊急時の応急対応、服薬管理、金銭管理等の支援を行います。

対象者	夜間や休日において、食事や入浴等の介護など日常生活の支援が必要な障がい者。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
なし ※市外の事業所については、市役所社会福祉課までお問い合わせください。			

● 施設入所支援

主に夜間や休日、入浴や排せつ等の介護や日常生活上の相談支援を行います。

対象者	介護が必要な障がい者で、施設入所しながら訓練等を実施することが効果的だと思われる方。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
なし ※市外の事業所については、市役所社会福祉課までお問い合わせください。			

相談支援

● 計画相談支援

相談支援専門員が利用者への面談やアセスメントを実施し、障害福祉サービスの利用計画の作成や、一定期間ごとの検証(モニタリング)を行います。

対象者	自立支援給付による障害福祉サービスの利用を希望する障がい者(児)やご家族。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
	相談支援事業所 地域活動支援センター くじら	八幡浜市五反田1-106	0894-24-6750
	和泉蓮華会障がい者特定相談支援事業所 八幡浜	八幡浜市松柏乙648-1	0894-29-1313
	あさひみらいしょうがい者・児相談支援センター	八幡浜市仲之町358-1	0894-21-1367
	相談支援事業所 あすなる	八幡浜市矢野町7-1455-8	0894-21-4478

● 地域相談支援

施設や病院等から退所・退院して地域生活に移行する際に必要な住居確保等の相談等、常時の連絡体制を確保して、緊急時の相談や支援を行います。

対象者	障害者支援施設や精神病院から退所・退院して地域で自立生活を送ることを希望する障がい者。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
	相談支援事業所 地域活動支援センター くじら	八幡浜市五反田1-106	0894-24-6750
	相談支援事業所 あすなる	八幡浜市矢野町7-1455-8	0894-21-4478

障害児通所サービス

● 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応など、プログラムに沿った集団療育・個別療育を行います。

対象者	療育の必要性が認められる就学前の障がい児。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
	発達支援センター 巣立ち	八幡浜松柏乙1101	0894-24-5161

● 放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上や集団生活への適応を図る訓練を継続的に提供することで、障がい児の健全な育成と自立を推進します。

対象者	就学後の児童生徒で学校の授業以外に療育等の支援の必要性が認められる障がい児。		
	市内の提供事業所	所在地	電話番号
	発達支援センター 巣立ち	八幡浜松柏乙1101	0894-21-2015
	放課後等デイサービス事業所めだかミニスクール	八幡浜市江戸岡1-4-12	0894-21-4022
	放課後等デイサービス事業所 DOLPHINE 教室	八幡浜市江戸岡1-855	0894-21-4641

● 保育所等訪問支援

支援員が保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

対象者	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等に通う障害児で、訪問による専門的な支援が必要と認められた障がい児。	
市内の提供事業所	所在地	電話番号
放課後等デイサービス事業所 DOLPHINE 教室	八幡浜市江戸岡1-855	0894-21-4641

自立支援医療

	内 容	対象者
更生医療	その障害を除去・軽減する効果が確実に期待できる治療や手術等に要する医療費の一部を公費負担します。 例):ペースメーカー植え込み術、人工透析 等	18歳以上の身体障がい者。
育成医療	将来に障害を残す可能性が高く、確実な治療効果が期待できる疾病等の治療や手術等に要する医療費の一部を公費負担します。	肢体不自由、視覚障害、聴覚平衡機能障害等の障がい有する18歳未満の者。
精神通院医療	精神疾患(てんかんを含む)のある方の通院促進と適正な治療の普及を図るため、治療に要する医療費の一部を公費負担します。	精神疾患(てんかんを含む)を有し、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者。

※申請時に必要なものなど、詳細は八幡浜市社会福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111

補装具

障害の種類	補装具品
肢体不自由等	・義肢(義手、義足) ・装具 ・座位保持装置 ・車いす ・電動車いす ・歩行器 ・歩行補助つえ
視覚障害等	・盲人安全つえ ・義眼 ・眼鏡
聴覚障害等	・補聴器 ※軽度・中等度難聴児も対象
その他	・重度障害者用意思伝達装置 ほか

※詳しくは、八幡浜市社会福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111

八幡浜市の障害福祉サービス(地域生活支援事業等)

市町村が地域の実情に応じて実施している障害福祉サービスです。
利用を希望する場合は、八幡浜市社会福祉課障害福祉係へご相談ください。

● 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な機関であり、障がいのある方やそのご家族が地域で自立した生活を送るために、総合的な相談支援を行います。

対象者		
障がい者及びそのご家族等。		
機関名(委託事業所)	所在地	電話番号
八幡浜市障がい者基幹相談支援センター (相談支援事業所あすなろ)	八幡浜市矢野町7-1455-8	0894-21-3201

● 相談支援事業

障がいのある方やご家族等からの相談に応じ、利用可能なサービスや制度等の情報提供と助言、権利擁護の援助を行います。

対象者		
障がい者及びそのご家族等。		
指定事業所	所在地	電話番号
相談支援事業所 地域活動支援センター くじら	八幡浜市五反田1-106	0894-24-6750
相談支援事業所 あすなろ	八幡浜市矢野町7-1455-8	0894-21-4478
障がい者相談支援事業所 大洲ホーム	大洲市春賀甲1689-4	0893-26-1250
相談支援事業所 大洲育成園	大洲市市木1215	0893-25-5251
相談支援事業所 希望の森	西予市宇和町小野田1295	0894-62-5500

● 成年後見制度利用支援事業

市長による審判請求の申立て手続きと費用助成により、成年後見制度(後見人等による意思決定支援、財産管理、身上監護など)の利用を支援します。

対象者		
知的障がい又は精神障がいのため、成年後見制度の利用が必要な障がい者で、申立てを行う親族がいない方。		
お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111
八幡浜市権利擁護センター	八幡浜市松柏乙1101	0894-23-2940

● 訪問入浴事業

寝たきり状態など入浴が困難な重度身体障がい者の居宅を訪問し、入浴介護を行います。

対象者		
居宅での入浴が困難な64歳以下の重度身体障がい者で、介護保険制度による認定を受けていない方。		
指定事業所	所在地	電話番号
セントケア八幡浜	八幡浜市江戸岡1-8-5	0894-29-1596



● 日中一時支援事業

障がい者に対して日中活動や訓練等の機会の場を提供することで、障がい者を日常的に介護しているご家族の就労支援や一時的な休息・負担軽減を図ります。

対象者 障がい者(児)及びそのご家族等。		
指定事業所	所在地	電話番号
八幡浜市障害者施設 いきいきプチファーム	八幡浜市松柏乙648-1	0894-29-1313
発達支援センター 巣立ち	八幡浜市松柏乙1101	0894-21-2015
障害者支援施設 大洲ホーム	大洲市春賀甲1688	0893-26-1216
大洲育成園	大洲市市木1215	0893-25-5251
障害者支援施設 希望の森	西予市宇和町小野田1295	0894-62-5500
障害者支援施設 松葉学園	西予市宇和町神領534	0894-62-0471
宇和ひまわりの郷	西予市宇和町永長1371	0894-62-3998
放課後等デイサービス事業所 NICO	西予市宇和町下松葉200-1	0894-89-2225
障がい児通所支援事業所 ぽのぽの	西予市宇和町卯之町神領534	0894-62-4301
チャレンジド・ラボ	大洲市平野町野田乙961-1	0894-24-3360

● 地域活動支援センター事業

障がい者等が施設に通所し、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行います。

指定事業所	所在地	電話番号
地域活動支援センター くじら	八幡浜市五反田1-106	0894-24-6750
地域活動支援センター いきいきプチファーム	八幡浜市松柏乙648-1	0894-29-1313
地域活動支援センター あすなるベース	八幡浜市矢野町7-1455-8	0894-21-4478

※施設ごとに職員配置数、精神保健福祉士等の専門職員の配置の有無、実施事業等が異なります。

● 小規模作業所事業

回復途上にある精神障がい者や雇用されることが困難な障がい者などが作業所に通所し、必要な指導・訓練等の事業を通じて社会復帰の促進を図ります。

指定事業所	所在地	電話番号
王子共同作業所 ※精神障がい者のみ対象	八幡浜市八代39-3	0894-22-5685

● 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者にガイドヘルパーが付き添い、冠婚葬祭や投票、文化的活動など社会生活に必要な外出、イベント参加、余暇活動など社会参加にかかる外出を支援します。

対象者	身体障がい者※1、知的障がい者、精神障がい者等で付き添いによる移動支援が必要と認められる方。	
指定事業所	所在地	電話番号
社協ヘルパーステーション八幡浜	八幡浜市松柏乙1101	0894-23-1616
おるde新町ヘルパーステーション	八幡浜市281-1	0894-22-0244
ヘルパーステーションくじら	八幡浜市五反田1-1046-1	0894-22-2309
共同連えひめ南予支部	大洲市東大洲137 ホワイトコーポ原田東側テナント	0893-57-6570

※1対象となる障がいに関しては、八幡浜市社会福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

● 日常生活用具給付事業

身体障がいのある方※1が自立した日常生活を過ごすため、必要な機器等の購入を公費で助成します。

※1対象となる障がいに関しては、八幡浜市社会福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

用具の種類	
介護・訓練支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ●特殊寝台 ●特殊マット ●特殊尿器 ●入浴担架 ●体位変換器 ●移動用リフト ●訓練いす ●訓練用ベッド ●エアーマット
自立生活支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ●入浴補助用具 ●便器 ●T字状・棒状のつえ ●特殊便器 ●電磁調理器 ●移動・移乗支援用具 ●頭部保護帽 ●火災警報機 ●自動消火器 ●歩行時間延長信号機用小型送信機 ●聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養費支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ●透析液加温器 ●ネブライザー ●電気式たん吸引器 ●DC/ACインバーター ●ポータブル電源 ●正弦波インバーター ●酸素ボンベ運搬車 ●音声式体温計 ●音声式体重計 ●音声式血圧計 ●動脈血中酸素飽和度測定器
情報・意思疎通支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ●携帯用会話補助装置 ●情報・通信支援用具 ●点字ディスプレイ ●点字器 ●点字タイプライター ●視覚障害者用ポータブルレコーダー ●視覚障害者用活字文書読上げ装置 ●視覚障害者用読書器 ●視覚障害者用時計 ●聴覚障害者用通信装置 ●聴覚障害者用情報受信装置 ●人工喉頭 ●点字新聞 ●人工内耳用電池 ●人工内耳用体外機 ●福祉電話(貸与)
排泄管理支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ●ストマ装具(蓄便袋、蓄尿袋、収尿器等) ●紙おむつ等(洗腸用具、サラシ、ガーゼ等の衛生用品)
住宅改修費	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅生活動作補助用具

● 意思疎通支援事業

手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記者等の派遣によって、障がい者に対する意思疎通の円滑化を図ります。

対象者	聴覚、言語機能、音声機能、視覚障害等のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者。	
お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111

● 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流促進を支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した者(手話奉仕員)を養成します。

対象者	八幡浜市内に在住・在勤の方。	
お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111
八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市松柏乙1101	0894-23-2940

● スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進と交流を図るとともに、障がい者スポーツの普及と障がい者の社会参加を推進します。

対象者	障がい者(児)及びそのご家族等。	
お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111
八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市松柏乙1101	0894-23-2940

● 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がい者の就労促進と自立更生を目的として、自動車運転免許の取得にかかる費用の一部を助成します。また、障がい者の自立した日常生活と外出支援を目的として、身体障がいの内容に応じて必要な自動車の改造費用の一部を助成します。

対象者	身体障がい者等※1	
お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111

※1対象者については、八幡浜市社会福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

● 声の広報配付事業

視覚障がいのある方のために、カセットテープまたはCDに録音した音声広報誌を希望する世帯へお届けします。

対象者	視覚障がい1・2級の方。	
お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市政策推進課シティプロモーション係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111

その他の制度や取り組み

医療

● 重度心身障害者(児)医療費公費負担

重度心身障がい者(児)にかかる家庭の経済負担を軽減し、自立更生を図るため、医療費の自己負担分を公費負担しています。

対象者	● 身体障害者手帳の1級又は2級に該当する人 ● 療育手帳A又はB(医)に該当する人		
	お問合せ先	所在地	電話番号
	八幡浜市市民課国保係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3133

※療育手帳Bと身体障害者手帳3～6級の両方をお持ちの方は、該当する場合がありますので、社会福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

就職

● 就職相談

就職先の紹介や職業指導に関する障がい者の専用窓口を設置しています。

お問合せ先	所在地	電話番号
ハローワーク八幡浜	八幡浜市駅前1-838-1	0894-22-4033

● 就職生活相談

就業相談や就業準備訓練の紹介、就業後のアドバイスやサポートを行います。

お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜・大洲圏域 障がい者就業・生活支援センターねっとWorkジョイ	西予市宇和町卯之町5-349	0894-62-7887

● 職業能力等相談

障害者職業カウンセラー等を配置して、上記関係機関との密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障がい者の支援を行います。

お問合せ先	所在地	電話番号
愛媛障害者職業センター	松山市若草町7-2	089-921-1213

経済支援

● 障害基礎年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

対象者	初診日において
	●国民年金の被保険者である方 または すべてを満たす方 ●60歳以上65歳未満の方 ●過去に国民年金の被保険者であった方 ●日本国内に住所を有する方 ●老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない方 または ●20歳未満である方

お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市市民課年金係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111

● 特別障害者手当

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい者の方を対象に支給する手当です。

対象者	常時の介護を要する20歳以上の重度障がい者 ※施設入所者は対象外です。詳しくは八幡浜市社会福祉課までお問い合わせください。	
	お問合せ先	所在地
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111

● 障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童を対象に支給する手当です。

対象者	●身体障害者手帳1・2級の一部 ●療育手帳A判定(概ねIQ20以下) ●重度の知的・精神障がいにより日常生活の動作や行動が一人でできない状態にある方 ●重篤な疾患により長期にわたって常時の安静と就寝を要する状態にある方 ※施設入所者は対象外です。詳しくは八幡浜市社会福祉課までお問い合わせください。	
	お問合せ先	所在地
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111

● 特別児童扶養手当

精神または身体に中度以上の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童を養育されている方に支給する手当です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●身体に中度以上の障がいがある方または長期の安静を必要とする状態にある方。 ●精神の発達に不安があり、日常生活において著しい制限を受ける状態にある方。 ●精神障がいなど(精神分裂症、そううつ病、てんかん症等)により日常生活で著しい制限を受ける方。 <p>※施設入所者は対象外です。詳しくは八幡浜市社会福祉課までお問い合わせください。</p>	
お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111

● 障害者福祉給付金制度

障がいの種別や等級に応じて、年に1回(7月末頃)福祉給付金を支給します。

※初回の給付については、事前の申請が必要になります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、八幡浜市内に居住する障がい者(児)。※施設入所者は対象外	
お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111

● 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養する保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることで、保護者に万一のこと(死亡・重度障害)があったとき、障がいのある方に対して終身一定額の年金を支給する共済制度です。

※この制度の加入は、任意となります。

お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111

● 重度障害者(児)外出支援事業

重度障がい者(児)の方が積極的に外出できるように、交通機関(市内のタクシー・バス・船舶)の利用にかかる費用の一部を助成します。

対象者	身体障害者手帳1級又は2級の一部、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の手帳所持者。※1	
お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111

※1 身体障害者手帳2級は、下肢、体幹、移動機能障害または視覚障害のある方が対象となります。

施設等の入所者、高齢者外出支援事業による助成券の交付者、磯津地区在住者に対する外出支援サービスを受けている方は対象外になります。

税や各種料金の減免・割引等

● 税の軽減

障がいの程度や等級によって、税制上の控除の適用を受けることができます。

※控除等を取得する場合は下記の記載以外に各種条件があります。詳細については関係機関にお問い合わせください。

種類	身障手帳	療育手帳	精神手帳	内容	お問い合わせ先
住民税	1・2級	A	1級	特別障害者控除	八幡浜市税務課
	3～6級	B	2・3級	障害者控除	
	手帳所持者			前年の合計所得額が一定以下の場合には非課税	
所得税	1・2級	A	1級	特別障害者控除	八幡浜税務署
	3～6級	B	2・3級	障害者控除	
相続税	手帳所持者			障がい者が相続により財産を取得した場合、障がい程度や年齢要件により控除があります。	
贈与税	手帳所持者			特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約にかかる信託受益権のうち一定額分は非課税となります。	
お問合せ先			所在地		電話番号
八幡浜市税務課			八幡浜市北浜1-1-1		0894-22-3111
八幡浜税務署			八幡浜市矢野町3-1096-4		0894-22-0800



● 軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)・環境性能割の減免

障がい者本人が取得・所持し、障がい者のために利用する自動車について減免。障がい者1人につき1台。

※障がい者本人が18歳未満・知的障がい者・精神障がい者の場合は、生計同一の家族の方の名義でも対象となります。

障害の種類	身体障害者手帳						療育手帳	精神手帳
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	1級
視覚障害	○	○	○	○				
聴覚障害		○	○					
平衡機能、音声・言語機能障害			○※1					
上肢不自由	○	○						
下肢不自由	○	○	○	△	△	△		
体幹不自由	○	○	○		△			
非進行性能病変による 運動機能障害	○	○	○	△	△	△		
上肢 移動機能障害	○	○						
心臓・腎臓・呼吸器機能障害	○		○					
膀胱・直腸・小腸機能障害	○		○					
免疫機能障害・肝臓機能障害	○	○	○					
知的障害							○	
精神障害								○

○…障がい者本人または生計同一者、常時介護する方が運転する場合に減免 △…障がい者本人が運転する場合に減免

※1 喉頭摘出による音声機能障害の場合は本人が運転する場合のみ該当

お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市税務課(軽自動車税担当)	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111
南予地方局八幡浜支局(自動車税担当)	八幡浜市北浜1-3-37	0894-22-4111

● 交通機関の割引

障害の種類	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳
	1種	2種	A	B	
バス・電車運賃の割引	本・介5割※1	本5割	本・介5割※1	本5割	バス 本5割引※2
タクシー運賃の割引	本1割引				
JR運賃の割引	本・介5割※3	本5割※3	本・介5割※3	本5割※3	1級：本・介5割※3 2・3級：本5割※3
旅客船運賃の割引	各事業者によって対象者や割引率が異なるため、直接事業者にお問い合わせください。				
航空運賃の割引	各事業者によって対象者や割引率が異なるため、直接事業者にお問い合わせください。				
有料道路の通行料割引	本人乗車時	本人運転時	本人乗車時		
	八幡浜市社会福祉課を通じて事前の登録が必要です。				

本…本人のみ、 本・介…本人と介護者1名

※1 介護者への割引適用範囲は各バス事業者によって異なります。※2 県内の路線バス事業者に限られ、高速バスは対象外となります。※3 本人単独の利用では、片道が100kmを越える場合に適用となります。

● NHK放送受信料の減免

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 全額免除…手帳所持者を含む世帯全員が市民税非課税の場合 ● 半額免除…視覚、聴覚障害者が世帯主の場合(等級関係なし) 身体障害1・2級、療育A、精神1級の手帳所持者が世帯主の場合 	
	お問合せ先	電話番号
NHK視聴者コールセンター ※八幡浜市社会福祉課でも手続き可能です。		0120-151-515

● 携帯電話基本使用料等の割引

障がい者本人が契約名義人の携帯電話にかかる基本使用料等について割引サービスを受けられる場合があります。
※各携帯電話事業者で割引率や要件が異なります。詳しくは直接事業者にお問い合わせください。

● 郵便料金の減免

点字郵便物、特定録音等郵便物、聴覚障害者用ゆうパック、心身障害者用ゆうメール等、料金の減免制度があります。
※詳しくはお近くの郵便局にお問い合わせください。

● 官製はがき(青い鳥郵便はがき)の無償提供

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定の手帳を交付されている方に対して、郵便はがき20枚が無償で配布されます。受付期間は毎年4月～5月頃です。※詳しくはお近くの郵便局にお問い合わせください。

● パーキングパーミット制度

公共施設やショッピングセンターなどに設置された障がい者等用駐車場を適正に利用するために、障がいのある方や高齢者等にパーキングパーミット(専用駐車場利用証)を交付しています。

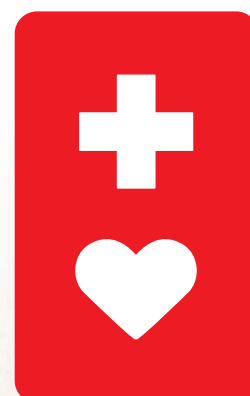
お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111



● ヘルプカード・ヘルプマーク

- ヘルプカードは、聴覚障がいや内部障がいなど、障がいがあることがわかりにくい人が具体的な困りごと等をカードに書いて携帯することで、周囲の人に適切な配慮や支援を求められるものです。
- ヘルプマークは、義足や人工関節の使用者、内部障がいや妊娠初期の方など、外見で分からなくても援助や配慮を必要としている方がストラップを身につけることで、自身が配慮を必要としていることを周囲に知らせるものです。

お問合せ先	所在地	電話番号
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111



お悩み事がありましたら、まずはご相談ください。

ご相談はこちらまで

名称	対象	所在地	電話番号	FAX
相談支援事業所地域活動支援センターくじら	精神	八幡浜市五反田1-106	0894-24-6750	0894-24-6670
相談支援事業所 あすなろ	精神	八幡浜市矢野町7-1455-8	0894-21-4478	0894-21-4479
障がい者相談支援事業所 大洲ホーム	身体	大洲市春賀甲1689-4	0893-26-1250	0893-26-1483
相談支援事業所 大洲育成園	知的	大洲市市木1215	0893-25-5251	0893-25-5150
相談支援事業所 希望の森	知的	西予市宇和町小野田1295	0894-62-5500	0894-62-5507
八幡浜市障がい者基幹相談支援センター	全般	八幡浜市矢野町7-1455-8	0894-21-3201	0894-21-4479
八幡浜市社会福祉課障害福祉係	全般	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111	0894-24-7700



●発行日：令和8年4月

●発行：八幡浜市社会福祉課

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

電話:0894-22-3111 FAX:0894-24-7700

